

## 施工体制確認型総合評価落札方式の 改正について

防衛省においては、平成27年度より、いわゆるダンピング受注対策として、施工体制確認型総合評価落札方式を実施しています。

建設工事の品質確保に必要な施工体制を確認し、入札説明書等に記載された要件を確実に実現できることを審査することを目的とするものです。

今般、更なるダンピング受注対策として、総合評価の審査において、低入札が総合評価の評価値算定に直接不利となる制度改正を行いました（提出資料等の調査方法は変更ありません）。

### （対象）

原則として、予定価格が1,000万円を超える総合評価落札方式適用工事の全てを対象とします（従前通り）。

### 適用時期

令和元年7月1日以降に入札公告を行う建設工事に適用します。

### その他

詳細については、各工事の「入札公告」及び「入札説明書」をご確認ください。